

秘
有・無期限
平成23年2月16日から 平成33年2月15日まで

基発 0216 第 4 号
平成 23 年 2 月 16 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

「今後における一般労働条件の確保・改善対策の推進に関する基本方針について」の一部改正について

平成 11 年 2 月 17 日付け基発第 70 号「今後における一般労働条件の確保・改善対策の推進に関する基本方針について」(以下「基発第 70 号」という。)については、長時間にわたる時間外労働の実効ある抑制を図り、過重労働による健康障害防止のための総合対策をより一層推進するため、平成 23 年 2 月 16 日付けで平成 18 年 3 月 17 日付け基発 0317008 号「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」が一部改正されたことに伴い、下記のとおり一部を改正し、平成 23 年 4 月 1 日から適用することとしたので、了知の上、効果的な実施に遺憾なきを期されたい。

記

基発第 70 号の一部を次のように改正する。

基発第 70 号の記の第 2 の 4 の (2) のニを次のように改める。

ニ

(イ)

(ロ)

(ハ)

[REDACTED]

[REDACTED]

(=)

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]